



「声」の欄・投稿規定

★「声」の欄は読者の皆さんのお考えを、直接この雑誌に反映させるためのページです。皮膚病の診療に関する日ごろのご意見、新しいアイデア、ご提言などをお気軽にお寄せください。とくに日夜第一線で診療に活躍しておられる先生方からのご投稿を切望します。

★この欄にはまた皮膚病に関する“質疑応答”を取り上げます。お寄せいただいたご質問は、その方面の権威に依頼して適切な回答を用意し、誌上で発表いたします。とくに回答者を指名されても結構です。

★字数は一般のご投稿は1,200字以内、質問は600字以内を原則とします。

★ご投稿は郵送のほか、FAX（番号：03-3575-4748）とE-mail（アドレス：hifubyoh-shinryoh@kk-kyowa.co.jp）にても受け付けております。

★誌上での匿名は随意ですが、原稿には住所・氏名を明記していただきます。

手のイボと生活指導

手指の尋常性疣贅は珍しくないありふれた common skin disease であるが、次のような場合、どのように生活指導をおこなえばよいのか、どなたか先達のアドバイスをいただけたら幸いである。

1. スポーツ

*T. tonsurans*の影響なのか、最近はレスリングなど格闘技系の大会の前には、皮膚感染症の有無をチェックするシステムができたそうで、選手の出場資格が厳しくなった。ヘルペスやたむしなどの伝染性皮膚感染症、いわゆる「マット菌」がある選手は出られないのだという。大会が近付くと体育会系の学生の受診が増えるのは、こんなところに原因があるらしい。ところで、選手の顔や手など露出部に尋常性疣贅がある場合、「皮膚感染症」の範疇にいれるべきなのだろうか？ 治療していれば出場可能と考えてよいのだろうか？

2. 職業

理容師や美容師、マッサージ師やエステシャンのように素手で長時間お客さんの素肌に触る職業の場合、仕事の範囲を制限させる方がよいのだろうか？ もしするとした場合、どのようにどこまで制限すればよいのだろうか？ 治療していれば通常の業務可能と考えてよいのだろうか？

三丁目の夕日医者

【コメント】

尋常性疣贅はヒトパピローマウイルス (HPV) 1,

2, 4型などにより微少の皮膚の傷から侵入し表皮の増殖可能細胞に感染し、2～6カ月の潜伏期を経て肉眼的にイボとして認識されるウイルス性感染症である。好発年齢は学童期から青年期で、疣贅皮膚から皮膚への直接接触、または疣贅の病変に触れたタオル、つり革などを介して接触で感染する。

学校保健衛生法では、空気感染または飛沫感染する疾患に関しては登校規制があるが、疣贅に関してはとくに何の規制もされていない。米国皮膚科学会(表)では、プールで感染することが多いために、公共シャワー室、ロッカールームとプールサイドでサンダルを着用するよう勧めている。水中では感染しない。スポーツ医学でも *T. tonsurans*, 単純ヘルペスウイルス、黄色ブドウ球菌に対しては予防法が記載されているが、スポーツの規制は行われていない。したがって、治療を行いつつ、他への接触を防ぐために防水フィルムで覆う必要があると思われる。

表 Prevention

To prevent warts from spreading, dermatologists recommend the following :

- ・ Do not pick or scratch at warts.
- ・ Wear flip-flops or pool shoes in public showers, locker rooms, and pool areas.
- ・ Do not touch someone's wart.
- ・ Keep foot warts dry, as moisture tends to allow warts to spread.

本田まりこ

(横浜市・まりこの皮膚科)